

# 令和6年度 鮭川村特殊詐欺防止機能付 電話機等購入費補助金 のお知らせ



近年、オレオレ詐欺や還付金詐欺といった電話勧誘による特殊詐欺が最上地域でも多発しております。

電話勧誘販売やSNSなどによる特殊詐欺被害の未然防止を目的として、この度、村では村制施行70周年を記念し、防犯対策の事業の1つとして、「特殊詐欺防止機能付電話機等購入費補助金制度」を実施します。

予防・抑止効果が期待できる、詐欺被害等防止機能が付いた電話機などの購入費用に対し、その経費の一部を補助する事業です。

是非ご活用のうえ、防犯にお役立てください。



## 補助対象事業

※全て当てはまること

- 未使用のもので1世帯につき1台までとします。
- 電話の着信時に相手に対し、自動で「通話の内容を録音する旨の警告メッセージ」を流した後、通話内容を自動で録音する機能を有する、特殊詐欺を防止するための固定電話機（ファックスを含む）または固定電話に取り付ける機器とします。



## 補助金額

電話機等購入費用の5分の4（上限：10,000円）

※申請は1世帯当たり1台限り。※1,000円未満の場合は、これを切り捨てた額



## 申込受付期間

令和7年2月28日（金）までお申し込み下さい。

※申請期間内であっても、予算の上限に達し次第、受付を終了します



## 補助対象者の条件

- 村内に住所を有し、満 18 歳以上の人
- 対象機器を購入後、本村内において電話機等を設置及び迷惑電話防止機能等を適切に設定し、それを村長が確認することに同意した人
- 機器の設置後に生じた迷惑電話による損害について、村が一切の責任を負わないことについて了承した人
- 村税等（各種保険料・使用料含）を滞納していない人
- 暴力団員ではない人、暴力団または暴力団員と密接な関係にない人
- 申請者及びその世帯員が本補助金を受けていないこと
- 上記のすべての要件を満たす人



## 申請に必要なもの

- ① 補助金交付申請書兼実績報告書
- ② 領収書またはレシートの写し
- ③ 購入した電話機等のカタログ又は取扱説明書の写し
- ④ 請求書及び振込先口座通帳の見開きページの写し

### 【申請書配布場所・お問い合わせ先】

鮭川村住民税務課危機管理室

電話:0233-55-2111(内線 111・112) FAX:0233-55-3269

申請書等のデータは村ホームページからダウンロードできます。

<http://www.vill.sakegawa.yamagata.jp/>

※申請書は、住民税務課危機管理室の窓口に準備しております。